



# 茨城県報

第 208 号

令和 3 年 (2021年) 5 月 27 日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則 ページ

- 茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (漁政課) ..... 2  
(公安委員会)

- 茨城県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2

### 告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定並びに廃止、休止及び辞退 (福祉指導課) .. 3

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関及び施術機関の廃止、辞退及び変更 (福祉指導課) ..... 4

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定 (福祉指導課) ..... 6

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定 (福祉指導課) ..... 6

- 指定居宅サービス事業者の指定 (長寿福祉推進課) ..... 6

- 指定介護老人福祉施設の指定 (長寿福祉推進課) ..... 8

- 指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉推進課) ..... 8

- 介護老人保健施設の開設許可 (長寿福祉推進課) ..... 10

- 土地区画整理事業の事業計画の変更 (宅地整備販売課) ..... 10

- 道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) ..... 11

- 道路の占用を制限する区域の変更 (道路維持課) ..... 11

### (公安委員会)

- 情報通信の技術を利用することができる公安委員会等の手続 ..... 12

### (選挙管理委員会)

- 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正 ..... 13

### 公 告

- 道路の取消し (建築指導課) ..... 14

- 落札者等の公示 (医療大学) ..... 14

- 入札公告 (会計管理課) ..... 15

### 正 誤

- 令和 2 年 3 月 31 日付け茨城県報号外第 11 号中 ..... 19

---

## 規 則

---

### 茨城県規則第36号

茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 5 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和55年茨城県規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「し、かつ、各個人の確認印を押印」を削る。

第13条中「茨城県信用漁業協同組合連合会」を「東日本信用漁業協同組合連合会」に改める。

付則第 2 項中「受けた者で」を「受け」に改め、「から受けた」の次に「者で、平成23年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている」を加え、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

様式第 1 号中「㊤」を削る。

様式第 3 号から様式第 4 号の 3 までの規定中「㊤」を削る。

様式第 5 号中「㊤」を削り、同様式 沿岸漁業改善資金借用証書特約条項第 1 条第 8 号中「茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和54年茨城県規則第 2 号)」を「茨城県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和55年茨城県規則第 2 号)」に改め、同様式 沿岸漁業改善資金借用証書特約条項第 2 条第 1 項中「し、各人の確認印を押印」を削る。

様式第 6 号中「㊤」を削る。

様式第 7 号及び様式第 8 号中「㊤」を削る。

様式第 9 号中「㊤」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

### 茨城県公安委員会規則第 7 号

茨城県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 5 月 27 日

茨城県公安委員会委員長 本間 源 基

茨城県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

茨城県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成18年茨城県公安委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 条の規定」の次に「並びに国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 (平成15年国家公安委員会規則第 6 号) 第11条の規定」を加える。

第 4 条第 1 項中「入力して」を「入力し、又は送信して」に改め、ただし書を削り、同条第 2 項中「入力」の次に「又は送信」を加え、同条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定により登記官が作成した電子証明書
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会等の定める電子証明書

第4条第4項及び第5項を削り、同条第6項を同条第4項とし、同条第7項中「第1項の書面等又は」を削り、同項を同条第5項とし、同条第8項中「入力した」を「入力し、又は送信した」に、「の入力がなされた」を「が入力し、又は送信された」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「入力する」を「入力し、又は送信する」に改め、同項第1号中「第4項第1号」を「第3項第1号」に改め、同項第2号中「第4項第2号」を「第3項第2号」に改め、同項を同条第7項とする。

第8条第1項中「第4条第4項各号」を「第4条第3項各号」に改め、「こと又は第4条第5項に規定する識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力する」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第9条 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

---

## 告 示

---

### 茨城県告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関について、次のとおり指定し、並びに廃止、休止及び辞退の届出があつたので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和3年5月27日

## 茨城県知事 大井川 和彦

| 指 定<br>医療機関<br>コード | 名称                               | 所在地                       | 診療科目等          | 開設者                                                         | 指定等<br>年月日           | 区分 |
|--------------------|----------------------------------|---------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------|----------------------|----|
| 2032551            | ほりえ歯科                            | つくば市高見原 1-1-207           | 歯、歯外、矯歯、小<br>歯 | 橋本 真由                                                       | 令和 3 年<br>4 月 1 日    | 指定 |
| 0242333            | ウエルシア薬<br>局日立田尻 2<br>号店          | 日立市田尻町 3 丁目 26 番地 13<br>号 | 薬局             | ウエルシア薬局<br>株式会社 代表<br>取締役 松本<br>忠久                          | 令和 3 年<br>4 月 1 日    | 指定 |
| 2141723            | ウエルシア薬<br>局ひたちなか<br>六ツ野店         | ひたちなか市東石川 3379 番地<br>15   | 薬局             | ウエルシア薬局<br>株式会社 代表<br>取締役 松本<br>忠久                          | 令和 3 年<br>4 月 1 日    | 指定 |
| 7440278            | クスリのアオ<br>キ小川薬局                  | 小美玉市中延 2284 番地            | 薬局             | 株式会社クスリ<br>のアオキ 代表<br>取締役 青木<br>宏憲                          | 令和 3 年<br>4 月 1 日    | 指定 |
| 0641088            | ウイン薬局                            | 筑西市中館 145 番地 12           | 薬局             | さくら薬局株式<br>会社 代表取締<br>役 新井 勝                                | 令和 3 年<br>3 月 1 日    | 指定 |
| 0390228            | 訪問看護けあ<br>さぼ                     | 土浦市東真鍋町 6-20-203          | 訪問看護           | 株式会社 Car<br>e S u p p o n<br>u r s i n g<br>代表取締役 加<br>藤 真弓 | 令和 3 年<br>3 月 1 日    | 指定 |
| 0710673            | しもふさクリ<br>ニック                    | 結城市大字武井 1244-4            | 内              | 医療法人 孝寿<br>会 理事長 磯<br>崎 健史                                  | 平成 29 年<br>11 月 30 日 | 廃止 |
| 2910123            | 神栖皮フ科ク<br>リニック                   | 神栖市神栖 1-5-7               | 皮              | 沢田 宜久                                                       | 令和 3 年<br>2 月 28 日   | 廃止 |
| 2031322            | 堀江歯科クリ<br>ニック                    | つくば市高見原 1-1-207           | 歯、小歯           | 堀江 圭一                                                       | 令和 3 年<br>1 月 25 日   | 廃止 |
| 2031330            | 雙安歯科                             | つくば市自由ヶ丘 165-28           | 歯              | 李 孟軒                                                        | 令和 3 年<br>2 月 23 日   | 廃止 |
| 0640692            | ウイン薬局                            | 筑西市中館 145 番地 12           | 薬局             | 株式会社 エン<br>ドウ・ユキ 代<br>表取締役 新井<br>勝                          | 令和 3 年<br>2 月 28 日   | 廃止 |
| 7430230            | くにふだ歯科<br>医院                     | 小美玉市羽鳥 2850-38            | 歯、小歯           | 國府田 美葉                                                      | 令和 3 年<br>2 月 28 日   | 休止 |
| 2410546            | お産の森 い<br>のちのもり<br>産科婦人科<br>篠崎医院 | 守谷市大柏 1067-1              | 産、婦            | 篠崎 英雄                                                       | 令和 3 年<br>1 月 28 日   | 辞退 |

## 茨城県告示第 574 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり廃止、辞退及び変更の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 5 月 27 日

茨城県知事 大井川 和 彦

## &lt;廃止等&gt;

| コード<br>名 称                | 所在地                               | 診療科目等          | 開設者    | 廃 止<br>年月日         | 区分 |
|---------------------------|-----------------------------------|----------------|--------|--------------------|----|
| 905<br>久保田接骨院 (久保田<br>浩将) | ひたちなか市田中後 8-5                     | 柔道整復           | 久保田 浩将 | 令和 3 年<br>2 月 22 日 | 廃止 |
| 368<br>生井接骨院 (生井 功男)      | 坂東市逆井 1824-63                     | 柔道整復           | 生井 功男  | 令和 3 年<br>2 月 28 日 | 廃止 |
| 594<br>飯泉整骨院 (飯泉 武)       | つくば市谷田部 6903-1                    | 柔道整復           | 飯泉 武   | 令和 3 年<br>3 月 31 日 | 廃止 |
| 319<br>きずな治療院 (大谷 佳<br>子) | 稲敷郡阿見町住吉 1-24-10<br>ファミリー関口 A-304 | あん摩マッサージ指<br>圧 | 大谷 佳子  | 令和 3 年<br>3 月 10 日 | 辞退 |

## &lt;変更&gt;

| 医療機関<br>コード | 指定時の医療<br>機関等の名称                              | 業務の種類                        | (変更事項)<br>変更前の内容              | (変更事項)<br>変更後の内容                                                                | 変 更<br>年月日          |
|-------------|-----------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 225         | けやきの森治療院<br>(福本 繁幸)                           | あん摩マッサージ指<br>圧               | (施術所の追加)                      | (名称)<br>訪問医療マッサージ G<br>ENKI SUN 高崎<br>(所在地)<br>群馬県高崎市貝沢町 3<br>- 2 サニーパーク<br>101 | 令和 3 年<br>3 月 16 日  |
| 361<br>384  | 訪問マッサージ KE i<br>ROW 日立森山ス<br>テーション (宮本<br>博幸) | あん摩マッサージ指<br>圧<br>はり・きゅう     | (施術所の追加)                      | (名称)<br>訪問マッサージ KE i<br>ROW ひたちなか中央<br>ステーション<br>(所在地)<br>ひたちなか市大成町 48<br>- 1   | 令和 3 年<br>3 月 17 日  |
| 381<br>401  | 訪問マッサージ KE i<br>ROW 日立森山ス<br>テーション (田中<br>尚也) | あん摩マッサージ指<br>圧<br>はり・きゅう     | (施術所の追加)                      | (名称)<br>訪問マッサージ KE i<br>ROW ひたちなか中央<br>ステーション<br>(所在地)<br>ひたちなか市大成町 48<br>- 1   | 令和 3 年<br>3 月 17 日  |
| 416         | 訪問マッサージ KE i<br>ROW 日立森山ス<br>テーション (金田<br>裕史) | あん摩マッサージ指<br>圧               | (施術所の追加)                      | (名称)<br>訪問マッサージ KE i<br>ROW ひたちなか中央<br>ステーション<br>(所在地)<br>ひたちなか市大成町 48<br>- 1   | 令和 3 年<br>3 月 17 日  |
| 0211920     | 日立メディカルスパ<br>クリニック                            | 内、呼、消、循、整<br>外、形外、皮、心内、<br>精 | (名称)<br>日立メディカルスパ<br>クリニック    | (名称)<br>ひたちの森クリニック                                                              | 令和 3 年<br>3 月 1 日   |
| 0332300     | 医療法人紫水会 ご<br>とう歯科クリニック                        | 歯、小歯                         | (所在地)<br>土浦市並木一丁目 3817<br>番 3 | (所在地)<br>土浦市並木一丁目 12 番<br>34 号                                                  | 令和 2 年<br>12 月 14 日 |

## 茨城県告示第575号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

令和3年5月27日

茨城県知事 大井川 和彦

| コード<br>名称                   | 所在地          | サービスの種類  | 開設者                               | 指定等<br>年月日   |
|-----------------------------|--------------|----------|-----------------------------------|--------------|
| 0812012227<br>みなクリニック内科呼吸器科 | つくば市西平塚318-1 | 居宅療養管理指導 | 医療法人みな<br>クリニック 理<br>事長 陶山 時<br>彦 | 令和3年<br>4月9日 |

## 茨城県告示第576号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和3年5月27日

茨城県知事 大井川 和彦

| 施術所名称                     | 所在地           | 診療科目等 | 開設者   | 指定等<br>年月日    | 区分 |
|---------------------------|---------------|-------|-------|---------------|----|
| 1296<br>そよかぜ接骨院（湯原<br>航介） | 守谷市久保ヶ丘2-17-2 | 柔道整復  | 湯原 航介 | 令和3年<br>5月17日 | 指定 |

## 茨城県告示第577号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

令和3年5月27日

茨城県知事 大井川 和彦

| 介護保険<br>事業所番号 | 申請者の名称                                    | 代表者の氏名 | 主たる事務所<br>の所在地                      | 事業所の名称                    | 事業所の<br>所在地                   | 指 定<br>年月日   | サービ<br>スの種<br>類 |
|---------------|-------------------------------------------|--------|-------------------------------------|---------------------------|-------------------------------|--------------|-----------------|
| 0870501277    | 社会福祉法人<br>愛の会                             | 木村 都央  | 石岡市根当<br>10888-3                    | 特別養護老人<br>ホーム 石岡<br>陽だまり館 | 石岡市府中1<br>-3-10               | 令和3年<br>4月1日 | 短期入所<br>生活介護    |
| 0871901401    | 株式会社 メ<br>ディカルパー<br>トナーズ                  | 内田 靖規  | 龍ヶ崎市長山<br>7-13-5                    | 訪問介護 よ<br>つば              | 牛久市牛久町<br>2492 エルデ<br>イム宮崎101 | 令和3年<br>4月1日 | 訪問介護            |
| 0871901419    | 株式会社 ユ<br>ニマット リ<br>タイアメント<br>・コミュニテ<br>ィ | 中川 清彦  | 東京都港区北<br>青山2-7-<br>13 プラセオ<br>青山ビル | 牛久ヶアセン<br>ターそよ風           | 牛久市牛久町<br>103                 | 令和3年<br>4月1日 | 通所介護            |

| 介護保険<br>事業所番号 | 申請者の名称                           | 代表者の氏名 | 主たる事務所<br>の所在地                        | 事業所の名称                                    | 事業所の<br>所在地                            | 指 定<br>年月日         | サービ<br>スの種<br>類     |
|---------------|----------------------------------|--------|---------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 0871901427    | 社会福祉法人<br>柏章会                    | 石井 章   | 牛久市久野町<br>545                         | デイサービス<br>こころの里                           | 牛久市久野町<br>545                          | 令和 3 年<br>4 月 1 日  | 通所介護                |
| 0872800495    | 株式会社 ス<br>クエア                    | 秋田 俊勝  | つくばみらい<br>市下平柳560                     | すまいる                                      | 坂東市岩井<br>4278-3                        | 令和 3 年<br>4 月 1 日  | 福祉用具<br>貸与          |
| 0872800495    | 株式会社 ス<br>クエア                    | 秋田 俊勝  | つくばみらい<br>市下平柳560                     | すまいる                                      | 坂東市岩井<br>4278-3                        | 令和 3 年<br>4 月 1 日  | 特定福祉<br>用具販売        |
| 0872800503    | 有限会社 ワ<br>イオハ                    | 山下 勝信  | 千葉県野田市<br>宮崎123-16                    | 麗翠堂デイサ<br>ービス 岩井                          | 坂東市矢作<br>292                           | 令和 3 年<br>4 月 1 日  | 通所介護                |
| 0861990109    | 合同会社<br>Leaves                   | 小原 高輝  | 龍ヶ崎市南中<br>島町667-2<br>ロイヤルパレ<br>ス桜井102 | 訪問看護<br>HARU                              | 牛久市栄町 3<br>-116-2                      | 令和 3 年<br>4 月 1 日  | 訪問看護                |
| 0872102405    | 社会福祉法人<br>春寿会                    | 川又 則夫  | ひたちなか市<br>堀口88-1                      | 指定訪問介護<br>事業所 はる<br>のさと                   | ひたちなか市<br>堀口79-2                       | 令和 3 年<br>4 月 1 日  | 訪問介護                |
| 0862990066    | 株式会社 フ<br>ァーストナ<br>ース            | 橋本 真奈歩 | 東京都港区新<br>橋 2-12-16                   | 訪問看護ステ<br>ーションあや<br>め稲敷                   | 稲敷市江戸崎<br>甲3567-1<br>ファミリータ<br>ウン 3 号室 | 令和 3 年<br>4 月 1 日  | 訪問看護                |
| 0870202736    | 合同会社 結                           | 久保田 祐也 | 日立市川尻町<br>6-51-35                     | 結 訪問介護<br>事業所                             | 日立市川尻町<br>6-51-35                      | 令和 3 年<br>4 月 1 日  | 訪問介護                |
| 0873400477    | 社会福祉法人<br>大子町社会福<br>祉協議会         | 高梨 哲彦  | 久慈郡大子町<br>大子722-1                     | 社会福祉法人<br>大子町社会福<br>祉協議会指定<br>訪問介護事業<br>所 | 久慈郡大子町<br>浅川1253                       | 令和 3 年<br>4 月 1 日  | 訪問介護                |
| 0872201041    | 社会福祉法人<br>慈徳会                    | 松倉 則夫  | 鹿嶋市武井<br>1956-3                       | サテライト松<br>寿園 和                            | 鹿嶋市和782<br>-52                         | 令和 3 年<br>4 月 3 日  | 短期入所<br>生活介護        |
| 0870303104    | 特定非営利活<br>動法人 全力<br>善会           | 榎本 尚人  | 土浦市神立町<br>643-8                       | あらい                                       | 土浦市神立中<br>央 3-9-17<br>クレオール<br>101     | 令和 3 年<br>4 月 12 日 | 訪問介護                |
| 0852680016    | 医療法人 慈<br>心会                     | 遠藤 由美  | 那珂市飯田<br>1733-1                       | 介護老人保健<br>施設 第 2 フ<br>ェニックス那<br>珂         | 那珂市飯田<br>1733-1                        | 令和 3 年<br>4 月 15 日 | 通所リハ<br>ビリテー<br>ション |
| 0870202744    | 合同会社 架<br>橋                      | 高橋 慎澄  | 日立市会瀬町<br>2-11-1-<br>203              | 福祉用具事業<br>所 架橋                            | 日立市田尻町<br>3-44-22                      | 令和 3 年<br>4 月 20 日 | 福祉用具<br>貸与          |
| 0870202744    | 合同会社 架<br>橋                      | 高橋 慎澄  | 日立市会瀬町<br>2-11-1-<br>203              | 福祉用具事業<br>所 架橋                            | 日立市田尻町<br>3-44-22                      | 令和 3 年<br>4 月 20 日 | 特定福祉<br>用具販売        |
| 0870200011    | 株式会社 ヒ<br>ューマンサポ<br>ートライフひ<br>たち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1                       | 日立介護ステ<br>ーション                            | 日立市城南町<br>3-4-1                        | 令和 3 年<br>4 月 30 日 | 訪問介護                |
| 0870200011    | 株式会社 ヒ<br>ューマンサポ<br>ートライフひ<br>たち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1                       | 日立介護ステ<br>ーション                            | 日立市城南町<br>3-4-1                        | 令和 3 年<br>4 月 30 日 | 訪問入浴<br>介護          |
| 0870200011    | 株式会社 ヒ<br>ューマンサポ<br>ートライフひ<br>たち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1                       | 日立介護ステ<br>ーション                            | 日立市城南町<br>3-4-1                        | 令和 3 年<br>4 月 30 日 | 福祉用具<br>貸与          |

| 介護保険<br>事業所番号 | 申請者の名称               | 代表者の氏名 | 主たる事務所<br>の所在地  | 事業所の名称             | 事業所の<br>所在地        | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの種 類        |
|---------------|----------------------|--------|-----------------|--------------------|--------------------|---------------|---------------------|
| 0870200011    | 株式会社 ヒューマンサポートライフひたち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1 | 日立介護ステーション         | 日立市城南町<br>3-4-1    | 令和3年<br>4月30日 | 特定福祉<br>用具販売        |
| 0870200722    | 株式会社 ヒューマンサポートライフひたち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1 | らいふアシスト・泉ヶ森        | 日立市水木町<br>2-20-1   | 令和3年<br>4月30日 | 特定施設<br>入居者生<br>活介護 |
| 0870201084    | 株式会社 ヒューマンサポートライフひたち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1 | らいふアシスト・泉ヶ森<br>南館  | 日立市水木町<br>2-20-5   | 令和3年<br>4月30日 | 特定施設<br>入居者生<br>活介護 |
| 0871200424    | 株式会社 ヒューマンサポートライフひたち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1 | はたそめデイサービスセンター四季の丘 | 常陸太田市幡<br>町653-23  | 令和3年<br>4月30日 | 通所介護                |
| 0871500120    | 株式会社 ヒューマンサポートライフひたち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1 | 中郷介護ステーション         | 北茨城市中郷<br>町上桜井2865 | 令和3年<br>4月30日 | 訪問介護                |
| 0872100342    | 株式会社 ヒューマンサポートライフひたち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1 | ひたちなか介護ステーション      | ひたちなか市<br>石川町20-1  | 令和3年<br>4月30日 | 訪問介護                |
| 0872100342    | 株式会社 ヒューマンサポートライフひたち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1 | ひたちなか介護ステーション      | ひたちなか市<br>石川町20-1  | 令和3年<br>4月30日 | 訪問入浴<br>介護          |

## 茨城県告示第578号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第93条の規定により告示する。

令和3年5月27日

茨城県知事 大井川 和彦

| 介護保険<br>事業所番号 | 申請者の名称    | 代表者の氏名 | 主たる事務所<br>の所在地   | 事業所の名称            | 事業所の<br>所在地     | 指 定<br>年月日   | サービ<br>スの種 類 |
|---------------|-----------|--------|------------------|-------------------|-----------------|--------------|--------------|
| 0870501277    | 社会福祉法人愛の会 | 木村 都央  | 石岡市根当<br>10888-3 | 特別養護老人ホーム 石岡陽だまり館 | 石岡市府中1<br>-3-10 | 令和3年<br>4月1日 | 介護老人<br>福祉施設 |

## 茨城県告示第579号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

令和3年5月27日

茨城県知事 大井川 和彦



| 介護保険<br>事業所番号 | 申請者の名称                           | 代表者の氏名 | 主たる事務所の<br>所在地                        | 事業所の名称                            | 事業所の<br>所在地                            | 指 定<br>年月日         | サービ<br>スの 種 類               |
|---------------|----------------------------------|--------|---------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------|--------------------|-----------------------------|
| 0870501277    | 社会福祉法人<br>愛の会                    | 木村 都央  | 石岡市根当<br>10888-3                      | 特別養護老人<br>ホーム 石岡<br>陽だまり館         | 石岡市府中 1<br>- 3 - 10                    | 令和 3 年<br>4 月 1 日  | 介護予防<br>短期入所<br>生活介護        |
| 0872800495    | 株式会社 ス<br>クエア                    | 秋田 俊勝  | つくばみらい<br>市下平柳560                     | すまいる                              | 坂東市岩井<br>4278-3                        | 令和 3 年<br>4 月 1 日  | 介護予防<br>福祉用具<br>貸与          |
| 0872800495    | 株式会社 ス<br>クエア                    | 秋田 俊勝  | つくばみらい<br>市下平柳560                     | すまいる                              | 坂東市岩井<br>4278-3                        | 令和 3 年<br>4 月 1 日  | 特定介護<br>予防福祉<br>用具販売        |
| 0861990109    | 合同会社<br>Leaves                   | 小原 高輝  | 龍ヶ崎市南中<br>島町667-2<br>ロイヤルパレ<br>ス桜井102 | 訪問看護<br>HARU                      | 牛久市栄町 3<br>- 116 - 2                   | 令和 3 年<br>4 月 1 日  | 介護予防<br>訪問看護                |
| 0862990066    | 株式会社 フ<br>ァーストナ<br>ース            | 橋本 真奈歩 | 東京都港区新<br>橋 2-12-16                   | 訪問看護ステ<br>ーションあや<br>め稲敷           | 稲敷市江戸崎<br>甲3567-1<br>ファミリータ<br>ウン 3 号室 | 令和 3 年<br>4 月 1 日  | 介護予防<br>訪問看護                |
| 0872201041    | 社会福祉法人<br>慈徳会                    | 松倉 則夫  | 鹿嶋市武井<br>1956-3                       | サテライト松<br>寿園 和                    | 鹿嶋市和782<br>- 52                        | 令和 3 年<br>4 月 3 日  | 介護予防<br>短期入所<br>生活介護        |
| 0852680016    | 医療法人 慈<br>心会                     | 遠藤 由美  | 那珂市飯田<br>1733-1                       | 介護老人保健<br>施設 第 2 フ<br>ェニックス那<br>珂 | 那珂市飯田<br>1733-1                        | 令和 3 年<br>4 月 15 日 | 介護予防<br>通所リハ<br>ビリテー<br>ション |
| 0870202744    | 合同会社 架<br>橋                      | 高橋 慎澄  | 日立市会瀬町<br>2-11-1-<br>203              | 福祉用具事業<br>所 架橋                    | 日立市田尻町<br>3-44-22                      | 令和 3 年<br>4 月 20 日 | 介護予防<br>福祉用具<br>貸与          |
| 0870202744    | 合同会社 架<br>橋                      | 高橋 慎澄  | 日立市会瀬町<br>2-11-1-<br>203              | 福祉用具事業<br>所 架橋                    | 日立市田尻町<br>3-44-22                      | 令和 3 年<br>4 月 20 日 | 特定介護<br>予防福祉<br>用具販売        |
| 0870200011    | 株式会社 ヒ<br>ューマンサ<br>ポートライフ<br>ひたち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1                       | 日立介護ステ<br>ーション                    | 日立市城南町<br>3-4-1                        | 令和 3 年<br>4 月 30 日 | 介護予防<br>訪問入浴<br>介護          |
| 0870200011    | 株式会社 ヒ<br>ューマンサ<br>ポートライフ<br>ひたち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1                       | 日立介護ステ<br>ーション                    | 日立市城南町<br>3-4-1                        | 令和 3 年<br>4 月 30 日 | 介護予防<br>福祉用具<br>貸与          |
| 0870200011    | 株式会社 ヒ<br>ューマンサ<br>ポートライフ<br>ひたち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1                       | 日立介護ステ<br>ーション                    | 日立市城南町<br>3-4-1                        | 令和 3 年<br>4 月 30 日 | 特定介護<br>予防福祉<br>用具販売        |
| 0870200722    | 株式会社 ヒ<br>ューマンサ<br>ポートライフ<br>ひたち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1                       | らいふアシス<br>ト・泉ヶ森                   | 日立市水木町<br>2-20-1                       | 令和 3 年<br>4 月 30 日 | 介護予防<br>特定施設<br>入居者生<br>活介護 |
| 0870201084    | 株式会社 ヒ<br>ューマンサ<br>ポートライフ<br>ひたち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1                       | らいふアシス<br>ト・泉ヶ森<br>南館             | 日立市水木町<br>2-20-5                       | 令和 3 年<br>4 月 30 日 | 介護予防<br>特定施設<br>入居者生<br>活介護 |
| 0872100342    | 株式会社 ヒ<br>ューマンサ<br>ポートライフ<br>ひたち | 久野 義博  | 日立市城南町<br>3-4-1                       | ひたちなか介<br>護ステーショ<br>ン             | ひたちなか市<br>石川町20-1                      | 令和 3 年<br>4 月 30 日 | 介護予防<br>訪問入浴<br>介護          |

## 茨城県告示第580号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、次のとおり許可したので、茨城県指定居宅サービス事業者、介護保険施設等及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年茨城県規則第125号）第11条第2項の規定により告示する。

令和3年5月27日

茨城県知事 大井川 和彦

| 介護保険事業所番号  | 申請者の名称   | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 事業所の名称    | 事業所の所在地          | 許可年月日     | サービスの種類  |
|------------|----------|--------|------------|-----------|------------------|-----------|----------|
| 0851689117 | 医療法人 鳳香会 | 林 瑞香   | 水戸市東前2-28  | 笠間市石井2045 | 介護老人保健施設 すみれ     | 令和3年4月30日 | 介護老人保健施設 |
| 0851689125 | 医療法人 鳳香会 | 林 瑞香   | 水戸市東前2-28  | 笠間市旭町32   | 介護老人保健施設 オリーブ友部館 | 令和3年4月30日 | 介護老人保健施設 |

## 茨城県告示第581号

研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により下記の事項を公告する。

令和3年5月27日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称 茨城県
- 2 事業施行期間 平成13年2月28日から令和12年3月31日
- 3 施行区域  
茨城県つくば市  

|             |                                                                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 面野井         | 字島名の一部                                                                                                               |
| 島名          | 字戸面山の全部<br>字中西、字榎内、字津畑の各一部                                                                                           |
| 上河原崎        | 字藤四郎、字藤四郎墓、字前山の各全部<br>字東原、字榎戸、字正明寺、字正明寺墓、字桜岡、字上河原崎の各一部                                                               |
| 上河原崎元中北     | 字東横畑ヶ、字東中畑、字東織本、字東藤四郎、字東山、字下河原崎、字榎戸の各全部<br>字東大境の一部                                                                   |
| 上河原崎元宮本     | 字墓山、字浅間下、字松ノ下、字榎戸、字上ノ前の各全部<br>字前山、字墓、字本田の各一部                                                                         |
| 上河原崎下河原崎入会地 | 字榎戸の全部<br>字西原、字前原、字正明寺台の各一部                                                                                          |
| 下河原崎        | 字三夜山、字長丁、字明神山、字塚山、字明神下、字八ツ割、字谷原、字佐部井山、字入谷、字八升蒔、字谷中墓、字姥山、字藤四郎の各全部<br>字下河原崎、字八十、字清上、字砂久保、字中山、字三夜下、字榎戸、字稻荷山、字西原、字山西の各一部 |
- 4 土地区画整理事業の名称 研究学園都市計画事業 上河原崎・中西特定土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地 水戸市笠原町978-6

茨城県立地推進部宅地整備販売課

- 6 事業計画の決定年月日 平成13年 2 月 28 日
- 7 事業計画の変更年月日 令和 3 年 5 月 27 日



茨城県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、令和 3 年 5 月 27 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 5 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間 那珂市瓜連字鷺庭1316番 1 地先から  
那珂市瓜連字鷺庭1323番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 3 年 5 月 27 日



茨城県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、令和 3 年 5 月 27 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 5 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 舟玉川島停車場線
- 2 供用開始の区間 筑西市大字女方向原259番 8 地先から  
筑西市大字女方向原306番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 3 年 5 月 31 日



茨城県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を変更することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和 3 年 5 月 27 日から 2 週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 5 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号
- 3 占用を制限する区域

| 区 間                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員 |      | 延長   | 摘 要  |
|----------------------------------------------|------|-------|------|------|------|
|                                              |      | メートル  |      | メートル |      |
| 那珂市瓜連字鷺庭1316番 1 地先から<br>那珂市瓜連字鷺庭1323番 4 地先まで | 旧    | 最大    | 12.5 | 111  |      |
|                                              |      | 最小    | 11.5 |      |      |
|                                              | 新    | 最大    | 29.9 | 111  | 現道拡幅 |
|                                              |      | 最小    | 29.2 |      |      |

4 占用の制限の開始の期日 令和3年5月27日

~~~~~  
(公 安 委 員 会)

#### 茨城県公安委員会告示第43号

茨城県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年茨城県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）の規定により茨城県公安委員会、茨城県警察本部長又は警察署長（以下「公安委員会等」という。）が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について次のとおり定め、令和3年6月1日から施行する。

なお、平成28年3月17日茨城県公安委員会告示第24号は、令和3年5月31日限り、廃止する。

令和3年5月27日

茨城県公安委員会委員長 本 間 源 基

#### 1 対象手続等

規則第3条の規定により公安委員会等が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項は、別表第1のとおりとする。

#### 2 申請等の方法

(1) 公安委員会等は、規則第4条第1項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

(2) 規則第4条第3項ただし書に規定する措置は、次のいずれかのものとする。

ア 別表第2の左欄に掲げる法令又は条例等の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合において、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力する措置

イ 別表第3の左欄に掲げる法令又は条例等の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置

#### 3 氏名又は名称を明らかにする措置

規則第8条第1項ただし書に規定する措置は、次のいずれかのものとする。

(1) 別表第2の左欄に掲げる法令又は条例等の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合において、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力する措置

(2) 別表第3の左欄に掲げる法令又は条例等の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合において、規則第4条第1項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する措置

#### 4 書面等に番号又は記号を表示する方法

規則第9条の場合において、規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第9条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

## 別表第 1

法令又は条例等の名称	条項
遺失物法施行規則 (平成19年国家公安委員会規則第 6 号)	第 5 条第 1 項
茨城県情報公開条例 (平成12年茨城県条例第 5 号)	第 6 条第 1 項
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第16条第 2 項及び第 3 項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号)	第17条第 1 項
道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第78条第 1 項、第 4 項及び第 5 項
自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和37年法律第145号)	第 4 条第 1 項
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則 (平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号)	第 5 条第 1 項

## 別表第 2

法令又は条例等の名称	条項
遺失物法施行規則 (平成19年国家公安委員会規則第 6 号)	第 5 条第 1 項
茨城県情報公開条例 (平成12年茨城県条例第 5 号)	第 6 条第 1 項

## 別表第 3

法令又は条例等の名称	条項
遺失物法施行規則 (平成19年国家公安委員会規則第 6 号)	第 5 条第 1 項
茨城県情報公開条例 (平成12年茨城県条例第 5 号)	第 6 条第 1 項
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第16条第 2 項及び第 3 項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号)	第17条第 1 項
道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第78条第 1 項、第 4 項及び第 5 項

~~~~~  
(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第189条第 1 項の規定による公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者上月良祐の出納責任者井上貴文から令和 3 年 5 月 14 日に訂正の報告があったので、令和元年10月10日茨城県選挙管理委員会告示第37号で告示した令和元年 7 月 21 日執行の参議院茨城県選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨のうち候補者上月良祐の第 1 回報告分の収入の部を次のように訂正する。

令和 3 年 5 月 27 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

候補者上月良祐に係る第 1 回報告分の収入の部

| 訂 正 後                            | 訂 正 前              |
|----------------------------------|--------------------|
| 主たる寄附<br>(略)                     | 主たる寄附<br>(略)       |
| 原口 哲也 税理士 100,000円               | 原口 哲也 税理士 100,000円 |
| 自由民主党茨城県参議院選挙区第一支部 政治団体 140,400円 |                    |
| (略)                              | (略)                |
| 豊崎 卓 会社役員 50,000円                | 豊崎 卓 会社役員 50,000円  |
| 自由民主党茨城県参議院選挙区第一支部 政治団体 60,480円  |                    |
| (略)                              | (略)                |
| 今回計 17,664,327円                  | 今回計 17,463,447円    |
| 総計 17,664,327円                   | 総計 17,463,447円     |

## 公 告

### ●道路の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を取り消したので、公告する。

令和3年5月27日

茨城県知事 大井川 和彦

1. 取消しする道路の種類：第42条第2項の規定による指定に係る道路
2. 指定取消しの年月日：令和3年5月20日
3. 取消しする指定道路の位置：筑西市二木成字西ノ内859番13
4. 取消しする指定道路の延長及び幅員
  - 延長 13.15メートル
  - 幅員 1.82～2.12メートル

### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和3年5月27日

茨城県立医療大学長 松村 明

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
令和3年度付属病院 薬品単価契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県立医療大学付属病院 茨城県稲敷郡阿見町阿見4733番地
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
令和3年3月24日（水）
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
別表のとおり

- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
別表のとおり (単年度、消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づく公告又は同規則第 5 条第 1 項の規定に基づく公示を行った日  
令和 3 年 2 月 12 日 (金)

(別表)

| 落札者氏名              | 落札者住所             | 落札金額 (円)   | 落札品目                                           |
|--------------------|-------------------|------------|------------------------------------------------|
| 東和薬品株式会社<br>つくば営業所 | 茨城県つくば市東光台 2-10-7 | 541,090    | アルファカルシドールカプセル<br>0.5 $\mu$ g 「トーワ」<br>他 23 品目 |
| 株式会社日医工茨城          | 茨城県水戸市青柳町 4190-4  | 305,385    | アトルバスタチン錠 10mg 「日医工」<br>他 33 品目                |
| 株式会社メディセオ          | 東京都中央区八重洲 2-7-15  | 33,016,595 | アーテン錠 2mg<br>他 639 品目                          |

~~~~~

●入札公告 (電子調達)

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 3 年 5 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 入札に付する事項

(1) 案件番号

030901000008901

(2) 調達する役務の名称及び数量

茨城県電子調達システムサーバ機器一式賃貸借

(3) 調達する役務の内容

茨城県電子調達システムサーバ機器仕様書による。

(4) 契約の期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 31 日まで

(賃借の期間は、令和 4 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで) ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は、解除できるものとする。

(5) 納入場所

茨城県内の別途指定する場所

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 担当 鈴木

電話 029-301-4880

F A X 029-301-4888

### 3 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）
- (5) 賃借物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

### 5 入札説明書の交付期間及び場所

#### (1) 交付期間

入札公告の日から令和3年6月22日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

#### (2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県会計事務局会計管理課 6階受付

### 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、以下の期間に必要なに応じて設置場所等の現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

#### ア 質問受付期間

公告の日から令和3年6月14日（月）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

#### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

#### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札（電子メール等で提出するものを含む）により参加の場合は、郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールによる質問も認める。



(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 3 年 6 月 17 日 (木) 午後 5 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリや電子メールにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3(4)及び(5)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 提出期限

令和 3 年 6 月 22 日 (火) 午前 11 時まで

なお、郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールの場合は、提出期限までに必着のこと。

### (2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFF ファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付書類は郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

### (3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

### (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 3 年 6 月 29 日 (火) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

### (1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

本公告における契約金額は貸借期間 60 ヶ月の総額で積算し、入札にあたっては、入札書には賃借料の月額を記載すること。

紙入札（電子メール等で提出するものを含む）による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

落札決定に当たっては、予定価格（消費税及び地方消費税を含まない金額）の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札額は、消費税及び地方消費税を含まない金額（整数）を記載す

ること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 3 年 7 月 6 日 (火) 午後 4 時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 3 年 7 月 7 日 (水) 午前 9 時

イ 場所

茨城県会計事務局 会計管理課内 (県庁舎 6 階)

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。) 第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)

(5) 電報や電話による入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(10) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(11) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。

(12) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(13) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

#### 17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Equipments related electronic procurement system

(2) Time limit for tender:

Time limit of tender (by hand): 4:00 p. m., July 6, 2021

Time limit of tender (by mail): 4:00 p. m., July 6, 2021

Time limit of tender (by system): 4:00 p. m., July 6, 2021

(3) Submission location and contact number

Treasury Division, Treasury Bureau, Ibaraki Prefectural Government

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan

TEL 029-301-4880

~~~~~

---

正 誤

---

令和 2 年 3 月 31 日付け茨城県報号外第 11 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤            | 正          |
|-----|-------|--------------|------------|
| 3   | 上から16 | 第 1 項) に規定する | 第 1 項に規定する |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)